

# 平成22年第1回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成22年1月27日（水曜日） 1日間 本会議1日

平成22年1月27日第1回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 松尾仁 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 教育長 吉田茂 会計管理者 池田豪文 総務課長 江頭典雄 住民課長 鶴田直輝 企画課長 北島徹 福祉課長 岡義行
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小野清人 議会事務局係長 石橋英次

議事日程 平成22年1月27日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案上程 提案理由の概要説明
- 日程第5 議案審議  
議案第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について
- 日程第6 議案第2号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第7 討論・採決

午前9時32分 開会

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。本日は平成22年第1回臨時議会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（吉富 隆君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番岡光廣君及び1番松田俊和君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（吉富 隆君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時議会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

議長（吉富 隆君）

日程第3．町長のあいさつ。

町長のあいさつをお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。平成22年第1回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には本当に公私ともに御多忙中にもかかわらず御出席を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

3月の定例議会も間近に控えておりまして、22年度の予算編成について限られた財源の中で、経費の縮小、効率化というものを種々検討しながら編成作業に当たっているところであります。

このことについても、皆様方には常日ごろから御指導、御協力をいただいていることに感謝いたしております。

本日は一部事務組合の負担金に係る規約の変更について提案させていただくものでございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

これで町長のあいさつを終わります。

#### 日程第4 議案上程 提案理由の概要説明

議長（吉富 隆君）

日程第4．議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

それでは、議案の提案をさせていただきます。

#### 議案第1号

##### 鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について

鳥栖・三養基西部環境施設組合規約を次のように変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290号の規定により、上峰町議会の議決を求める。

平成22年1月27日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

この件につきましては、22年度からの負担金について、構成団体の負担割合を変更する内容の規約の変更でございます。

平成22年度から24年度まで段階的に負担率を変更する内容となっております。

続きまして、

## 議案第 2 号

### 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について

鳥栖地区広域市町村圏組合規約を次のように変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290号の規定により、上峰町議会の議決を求める。

平成22年 1月27日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

この件につきましても、今の議案第 1 号と同様の内容のものでございます。

以上、規約の変更議案 2 議案を提案させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より 2 議案一括上程されました。補足説明を求めます。

住民課長（鶴田直輝君）

皆さんおはようございます。私のほうから補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元のほうに資料を差し上げてあるかと思いますが、それを御参照方お願いしたいと思います。

議案第 1 号をお上げしているかと思いますが、次のページをお開き願いたいと思います。

次のページが、「鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の一部を変更する規約」ということになっております。

「附則に次の 1 項を加える。」ということで、負担割合の率を示しておりますけれども、そのことにつきまして補足説明をさせていただきたいと思います。

この負担割合のところを御参照していただきたいと思いますが、実際には各構成市町の均等割の負担額につきましては、下記の算定方式、及び により算出しますが、市町村課指導により、附則 4 の負担割合は上記のように記載することになりましたので御理解をお願いしたいと思います。

「平成22年度及び平成23年度の実際の均等額の算出方法及び附則の表示について」でございますけれども、管理運営に要する経費の各構成市町負担金総額に100分の10（負担割合に占める均等割の率）を乗じ、均等割の総額を算出します。

みやき町の負担額（現在の負担額と本則により算出した額の差額に逓減率を乗じた額と本則により算出した額の合計額）を算出します。鳥栖市、上峰町の負担額は均等割総額からみやき町の負担額を差し引いた額を 2 等分し算出をします。

ただし附則 4 の右欄の均等割の負担割合については、負担金総額に占める割合で表現するのが望ましいとされるため、 の計算式で算出した各構成市町の負担額を均等割額総額で

除し負担割合の率に100分の10（負担割合に占める均等割の率）を乗じ算出しまして、小数点以下第6位を四捨五入した小数点以下5けたの表示ということで、平成22年度につきましては、鳥栖市及び上峰町にあつては、それぞれ100分の2.26664、みやき町にあつては100分の5.46672という表現になっております。23年度につきましては、100分の10が鳥栖市及び上峰町にあつては、それぞれ100分の2.6665、みやき町にあつては100分の4.66670という形になります。

「鳥栖・三養基西部環境施設組合（平成21年度予算ベースでの試算）」でございますけれども、上峰町が平成21年度が22,274千円でございます。平成22年度が25,244千円、差額が2,970千円ふえるという形になります。平成23年度につきましては29,699千円で、4,455千円の増と。平成24年度につきましては37,124千円、7,425千円ふえるという形で、トータルのいきますと、平成24年度につきましては14,850千円ふえるという形になっています。

次、裏面のほうをお開き願いたいと思います。

この率の出し方でございますけれども、2とページを打っておりますけれども、下から2番目のところ、均等割の調整方法ということで、22年度の計算例をそこにつけているかと思っておりますけれども、みやき町の場合は29,700千円掛けの0.8、プラスの37,124千円で、60,884千円と。

みやき町の計算式でいきますと、「鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金均等割調整試算表」のその下の「H21当初予算ベース」でございます。そこに「現行」と「本則」という形で上げておりますけれども、みやき町を見ていただきますと、現行が66,824千円、本則でいきますと、これが37,124千円、本則と申しますのは、鳥栖市、上峰町、みやき町という形で、3つの団体で割りますので、3分の1になった場合という意味合いでございます。現行と本則の差が29,700千円でございますので、今回は2割減でございますので、29,700千円というのに0.8を掛けまして、本則の37,124千円を足した額が22年度の負担額という形でございます。

それから、鳥栖と上峰につきましては、総額で111,372千円でございますので、それからみやき町の60,884千円を引きまして、それを2で割った数字が25,244千円という形になります。その「H21当初予算ベース」の下の均等割の調整額というところを見ていただきますと、平成22年度の数字が25,244千円という形になります。そういう形で求めているわけでございます。

この率でございますけれども、この2ページの一番下の「参考」の「小数点第6位表示」ということですが、上峰町は2.266638と。これは上から2番目の表の均等割額の調整額でございますけれども、合計額から上峰町の負担を割りますと、今附則で上げております数字に率が出てくるというふうな形でございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうからは、議案第2号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についての補足説明をさせていただきます。

まず、その議案の次のページ、「鳥栖地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約」ということで、「附則に次の1項を加える。」というところで、先ほど環境組合のほうの説明がありましたけれども、それと内容的には同じなんですけれども、平成22年度の各町の負担割合、これを均等割が20%あります。その割合を鳥栖、基山、上峰町にあつては、それぞれ100分の3.66668、みやき町にあつては100分の8.99996ということになっております。それから、平成23年度にあつては、均等割の20%の部分を鳥栖、基山、上峰町にあつてはそれぞれ100分の4.16667、みやき町にあつては100分の7.49999ということになっております。この分の詳しい説明資料としてお手元に配付しております資料により説明をさせていただきたいと思っております。

まず、平成22年1月の臨時議会資料のページのほうで説明をさせていただきますけれども、平成22年度にあつては80%の逓減、23年度が50%、24年度が0%ということ、この逓減率によって求められました額が上峰町の場合、平成21年度予算ベースでいきますと、21年度は36,647千円、平成22年度は40,312千円、3,665千円の増です。23年度が50%逓減ですけれども45,809千円、前年度の比較で9,162千円の増です。平成24年度、逓減率ゼロなんですけれども、54,971千円ということ、平成21年度から24年度までの差額でいきますと、18,324千円ということでの増になっております。

次、裏のページをお願いします。

裏のページに、その額の算出の方法を書いておりますけれども、まず右上のほうが現行、現在の均等割の額なんですけれども、これが本町でいきますと36,647千円、本則に従いますと54,971千円ということになっております。その右のほう、真ん中のほうなんですけれども、「均等割の調整」ということで、これは先ほどの表の額と一緒になんですけれども、21年度が100%の逓減、22年度が80%の逓減、23年度が50%の逓減ということ、24年度が0%ということになっております。

一番右のほう、「市町村割の率」ということで、平成21年度、これは3.33333%ですけれども、平成22年度が3.66668%、平成23年度が4.16667%、平成24年度5%ということになっております。

下のほう、均等割の試算方法ということで、「みやき町の負担金差額を平成22年度80%に逓減、平成23年度50%に逓減し平成24年度から構成団体が均等に負担する。」ということで、平成22年度の計算例を挙げております。

まず、みやき町の負担の差額54,971千円、これを80%に逓減しまして、それに本則の54,971千円を足した額、これで98,947千円、これが平成22年度のみやき町の均等割の額です。

鳥栖、基山、上峰町に当たっては、負担金の総額219,883千円から、みやき町の負担金98,947千円を引いた残りの額、これを3町で、3団体で割りまして40,312千円、これが平成22年度分の各基山、鳥栖、上峰町の均等割の額になっております。

以上で説明を終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### 日程第5 議案第1号

議長（吉富 隆君）

日程第5 議案審議。

議案第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番（原楨和彦君）

この中において、今補足説明まで終わりましたけれども、事務的な流れの中において、1つ2つお尋ねいたします。

環境施設組合においては、組合議会というものが存在していると思います。それで、この提案ということになれば、当然組合のほうで議決されたものが構成団体のほうでの議決の承認という形が本質ではないかと思えますけれども、そういった事務的な流れ、きちっと終わったものでの提案かいかがをお尋ねいたします。

以上です。

総務課長（江頭典雄君）

ただいまの御質問の件について、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。十分なことは答えられるかどうかちょっとわかりませんが、事務の流れにつきましては、おっしゃることももっともだというふうに思いますが、ただ、今現在、一部組合の規約のあり方、それから今後の進め方等については、一応県のそういった許可といいますが、承認というのが必要になってきます。これには構成団体の議決が前提となってきます。

したがって、今後、組合議会においてそういう承認がされるわけですが、その前提として各町村、構成団体の了解、議決というのが前提になってくるわけですので、きょうこうしてお願いをしているような次第でございます。御理解をいただきたいと思います。

2番（原楨和彦君）

確かに言われるとおり、これは逆じゃないですか、私は当然組合としての方針をきちっと打ち出して、それを構成団体の議会が議決、承認するという方法じゃないですか。そこをお尋ねいたします。

総務課長（江頭典雄君）

説明が十分できなかったというふうに思いますが、申しわけなかったと思いますが、構成する市町村の団体の合意というのが前提になって、それを市町村課、県のほうが承認をするということで、それを受けて、一部事務組合の議会での提案というふうな流れになってくるということで今までも進んできたと思いますので、それに従ったものと考えております。

2番（原楨和彦君）

言われるとおり、きょうの新聞でも、鳥栖市、基山町あたりはきちっと議決されております。そういったところを踏まえれば、私の考えが間違いかといういろいろ考えましたけれども、ということは、逆に各市町が認めたものが組合の議会で否決されるということもあり得るということになりますよね。ただ、組合の議会に出ている議員としては、すべてが各市町の代表で出ておられるから、そういったことはないと思いますけれども、その点についてまず、今総務課長の説明で間違いございませんね。念を押しておきます。

以上です。

総務課長（江頭典雄君）

私が今申し上げたとおりで、そういう一部事務組合からの説明もあってありますし、そういう指導も受けておりますので、間違いのないというふうに思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

7番（井上正宣君）

この負担割合については、当初は5年間の2、2、2、2、2ということであったかと思えます。それが2・2・6、2・3・5、こういうふうに移り変わってきていますね。そうすると、首長会でどういう議論がなされてきたのか。その中でどういう問題点があったのか。

特に注目すべきはみやき町だと思いますが、町長何か、こういった何回も会合を開かなくてはいけなかったという原因があれば、お答えいただきたいと思います。

町長（武廣勇平君）

井上議員の質問にございますように、この間、首長会で幾度となく議論を重ねてまいりました。

議論をする必要があった理由としては、協議をするということになっておりました確認書、お手元の資料にもあると思いますが、確認書がございまして協議をすると。21年で附則がな



くなるというような環境の中、22年度以降の負担割合を決める必要があったと。大変期限が迫る中、数多くの議論を交わす必要があったわけでございます。その中で、管理者提案として議員おっしゃったような提案もありましたが、みやき町と1市2町の協議の中で、どうしても附則が切れるという条件のもと、本則になるべくならないよう負担を縮めていくということが1市2町の目標であったというふうに私は理解しております。その中で、再度のこうした管理者提案が出されたと考えております。

この中で、皆様にも先日から議論をお願いしたとおり、大変お時間をとらせて本当に申しわけございませんが、1市2町としても、また、今後この広域組合が協力していかなければいけませんから、その全体としても一番適当な案が今提案されているのではないかというふうに思っております、どうかよろしく願いいたしたいというふうに思います。

以上です。

7番（井上正宣君）

当初からいくと、上峰町が2・2・6でお願いしますという案でいったわけですが、みやき町が、かたくなに抵抗したという原因、何かありましたら御答弁いただきたいと思います。

町長（武廣勇平君）

これは抵抗したと申しますよりも、それぞれの自治体はそれぞれの町長さんは、自治体の長として地域の声を代弁されるものだと思います。みやき町としましては、合併効果と申しますか、合併することによって負担割合が少なくなるということは、みやき町としての主張だと思います。

我が町としては、附則が切れる環境の中、一刻も早くこれを詰めなきやいけないということで、なるべく負担割合の少なくなるようなところに着地点を持っていかなければいけないと。その中で、附則が切れるということだけは避けなければいけないという中で、落ちついた案だと思っています。

みやき町としては、附則が切れて本則に即戻るということが一番町としては理にかなうと、利益にかなうと考えられておられたことというものと認識しております。

以上です。

7番（井上正宣君）

お互いの町の事情ということでございますが、ほかにはもう原因なかったわけですね。

町長（武廣勇平君）

ほかの原因というものは、みやき町にはあったのかもしれませんが、そういう首長会のテーブルの中ではそうした議論はありませんでしたし、本則に戻るのが当然だというような主張をされてこられたわけでありまして、これはどの町も代表者として、町の理にかなうようなことを話さなければいけないと思いますし、その中でちゃんと広域ですから、今後も協力していかなければいけませんし、協力することが前提でこの広域というのは成り立

っているという中で着地点をつくらなければいけないというふうを考えてきたわけでございます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はありませんか。

9番（岡 光廣君）

実は、この件につきましては全協ですね、1月8日と1月14日ということで、一応協議を重ねてまいったというふうに思います。

その中で、先ほど井上議員のほうからも御質問等がございましたけれども、再度私も確認したいということで今発言しているわけですが、1月8日の時点では、皆さんの意見集約として、22年度、23年度は20%と。それと24年度は30%、25年も30%ということで、4年間にわたってするということをお願いしたいということで、一応町長も御存じだと思います。1月14日につきましては、22年が20%、23年が20%、24年で60%ということで町長のほうによろしくをお願いしたいということで意見集約が実はできておるわけですが、この流れの中で、一番当初におきましては、基本的に鳥栖市のほうと議長さんも町長さんも出向いていかれまして、基本的な考えとしては、同じ方向性、考え方を持っておられると私も感じたわけですが、なぜ、こういうふうな流れの中で、要するに単独的に一応鳥栖市さんのほうには接触をしておったわけですが、単独で町長さんのほうから、みやき町の町長さんのほうにお願いされたことが実はないかどうかということが1つ私も疑問に思っております。なぜ長期間にわたってこういうことが、基本的には例1からずっと示されまして、最終的に例3に落ちついて、それからまたこのように変化してきたという過程には、何かあったというふうに私も思っておりますので、対外的にみやき町に対して何かなかったかどうかということの再確認をしたいと思っておりますので、その辺よろしくをお願いしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の質問でございます。

先ほど井上議員のほうからもございました。皆様にはこの間、大変御協力いただきまして、首長会を重ねるだけでなく、各町におきましても、私も足を運んだこともございますし、管理者提案が1度目に出た後、2度目にも、1度目と2度目の間にも、初めて管理者提案が出るまでも、水面下だと申しますか、さまざまな場面場面で町長さんとお会いする、市長さんとお会いすることはございましたし、その中でいろんな案も出てきたわけでございます。でも、大きく言いまして、管理者提案というものが2度こうして提案されて、1度目は、みやき町さんは到底難しいということでございました。2度目のこの管理者提案で落ちついたというふうに大きく理解していただければと思います。その間、さまざまな町の代表者ですから、それぞれの町の利益にかなうような案を提案されたというのは御案内のとおりでござい

まして、最終的に2・3・5という案でいきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（岡 光廣君）

今町長さんのほうから御答弁がありましたけれども、もちろん各市町とも、やはり自分と  
ころのことを考えて主張されるのは当然というふうに思います。

そういうことで、私はこれが最後の質問としたいと思いますけれども、やはりこの件につ  
きましては、努力されたということは十分認めます。しかしながら、再度この件については、  
要するに事前にいろんなことがなかったということで、この会合につきましても、環境施設  
組合ですね、この部分につきましても、何もなかったということ信じまして、この件に対  
してなぜこういうことが、十分あと町長考えていただければいいんですけども、なかった  
ことを信じまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第1号の質疑を終結いたします。

#### 日程第6 議案第2号

議長（吉富 隆君）

日程第6．議案第2号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結いたします。

#### 日程第7 討論・採決

議長（吉富 隆君）

日程第7．討論・採決。

これより議案第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更についての討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についての討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

平成22年第1回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。

午前10時10分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 吉富 隆

上峰町議会議員 岡 光 廣

上峰町議会議員 松 田 俊 和